

中途採用幹部（医師）採用選考募集要項【通年募集】

令和2年4月1日
北海道警察本部

1 職種、採用予定人員

医師 1人

2 身分

北海道警察技術職員

3 採用時の職名

医療参事又は医療主監（経歴等により決定します。）

4 職務内容

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく健康を保持増進するための医学的措置
- (2) 衛生教育及び健康教育、健康相談その他健康の保持増進を図るための医学的措置
- (3) 健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置
- (4) 労働安全衛生法第66条の8第1項に規定する長時間勤務による健康被害防止のための面接指導
- (5) 労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施並びに同条第3項に規定する面接指導及びその結果に基づく健康を保持するための医学的措置
- (6) 健康管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導若しくは助言
- (7) 職員の健康管理指導区分の判定及び該当職員に対する指導
- (8) 月1回以上の職場巡視及び健康障害を防止するための必要な措置

5 受験資格

- (1) 令和3年4月1日現在64歳以下の者
 - (2) 日本国の医師免許取得後6年以上経過しており、医師として診療業務が可能な者
 - (3) 労働安全衛生法第13条第2項の要件を備えた産業医である者（産業医の要件を満たさない者であっても、採用後速やかに自費により産業医の要件を満たすことが可能な場合を含みます。）
- ※ 日本国籍を有しない者、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者は受験することができません。

6 試験日程等

- (1) 日時・場所
試験の日時・場所については、応募者に別途連絡します。
- (2) 内容

試験種目	内 容
人物試験	個別面接による口述試験

7 合格発表

試験の結果については、郵送により通知します。

8 採用予定日

令和3年4月1日

9 勤務地

札幌市（警察本部）

10 給与及び待遇

(1) 給与

北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）により例示すると次のとおりです。

(例) 大学（6年）卒業後（免許取得後）、常勤医師として10年間勤務経験のある医師の場合（医療主監として採用）

[給料・初任給調整手当]

給料月額 429,900円、初任給調整手当 308,600円

※ 給料月額は採用者の経歴により加減算されます。

※ 初任給調整手当は、条例で定める支給期間を経過した場合は支給されません。

[その他諸手当]

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当など

(2) 勤務時間

原則として、1日7時間45分（午前8時45分から午後5時30分まで）、週38時間45分の勤務となります。

当直等の深夜勤務、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日の間）の勤務は、特別な事情がある場合を除きありません。

(3) 休暇

有給休暇は、年次有給休暇及び夏季休暇のほか、結婚休暇、忌引休暇などがあります。

11 申込方法等

(1) 申込書の請求

所定の申込書がありますので、下記問合せ（申込み）先に請求（電話連絡）をしてください。

(2) 申込方法

申込みは、申込書に所定事項を記入の上、医師免許証の写し及び産業医の資格を証するもの（資格取得済みの者に限る。）を添付し、下記申込先に郵送してください。

なお、封筒の表に「中途採用幹部（医師）採用選考申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」で送付してください（下記申込先への持参は認めません。）。

※ 「簡易書留」によらない郵便の事故などについては、一切考慮しません。

(3) 問合せ（申込み）先

北海道警察本部採用センター

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

代表電話 (011) 251-0110（内線2654）又は フリーダイヤル 0120-860-314

※ 問合せ時間 平日の午前8時45分から午後5時30分まで

12 その他

(1) 本選考において提出された書類は、返却できません。

(2) 本選考に合格されても、採用時の健康診断などで就業が難しいと判断された場合には、職員に採用されないことがあります。